



議案第五十七号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決
を求める。

昭和五十四年六月二十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十四年六月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

区分	鉄道賃		船賃	航空賃	車賃 （一キロメートルにつき）	日当 （一日につき）	宿泊料（一夜につき）		食卓料 （一夜につき）
	県内	県外					県内	県外	
議長 副議長 議員	普通旅客運賃、急行料	普通旅客運賃、特別車室料金及び	普通旅客運賃、特別船室料金及び	運賃実費	二三円	一九〇〇円	八九〇〇円	九九〇〇円	一九〇〇円
	急行料金	座席指定料	金						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、昭和五十四年七月一日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。